

表題部 (土地の表示)		調製	平成18年11月27日	不動産番号	1934000106641
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	尾鷲市倉ノ谷町			余白	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1051番2	宅地	700	56	余白	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成18年11月27日	
余白	余白	1692	29	③1051番10を合筆 〔平成26年11月17日〕	
余白	余白	3573	73	③1051番36、1055番、1055番2、1055番3、1056番、1647番1、1648番1を合筆 〔令和3年8月4日〕	
余白	余白	3180	38	③錯誤 〔令和3年8月4日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和42年1月10日 第71号	原因 昭和41年4月15日寄付 所有者 三重県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成18年11月27日
2	合併による所有権登記	平成26年11月14日 第2440号	所有者 三重県
3	合併による所有権登記	令和3年7月28日 第1482号	所有者 三重県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和3年8月10日  
津地方法務局尾鷲出張所

登記官

前田 雅也



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。